

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530092

研究課題名（和文）情報システム化社会における財産および財産管理の基礎理論の再構築

研究課題名（英文）Reconstruction of Basic Theory of Property and Asset Management in Information Systemized Society

研究代表者

片山 直也（KATAYAMA NAOYA）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：00202010

研究成果の概要（和文）：21世紀に入り、個人の財産や資産およびその管理形態が多様化し、私法の基本法である民法における「物」、「財産」概念の見直しが迫られている。新たな財産の特徴として「複合性」および「代替性」を挙げることができ、この点において、営業財産や有価証券資産など新たな財産を基礎付けるフランス法の「包括体(université)」の概念が有用である。さらに多様な手法を規律する財産管理法は、「活用(exploitation)」および「価値増殖(valorisation)」の概念に基づいて再構築がなされるべきである。

研究成果の概要（英文）：In the 21st century, individual property and its management form are diversified, and we have to reexamine "goods" and "property" concept in Civil Code which is a fundamental private law. "Complexity" and "Substitutability" can be mentioned as a feature of new property, and useful in this point is the French concept of "Universalité" such as business assets and Negotiable-securities portfolio. Furthermore, as for the managing-property method which carries out order of the various techniques, reconstruction should be made based on the concept of "practical use (exploitation)" and "value multiplication (valorisation)."

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：財産、資産、財産管理、顧客、営業財産、無体物、包括体、価値

## 1. 研究開始当初の背景

本テーマに関しては、平成10年代後半以降、わが国の法実務（裁判実務・立法作業）において2つの大きな動きがあった。1つは、平成15年以降、マンション管理費、弁護士預り金、損害保険料、公共事業前払金など近時の預金の帰属に関する最高裁判例・裁判例

が集積し、かつ新信託法の制定（平成18年）を契機とした金銭（金銭的価値）の帰属、財産管理をめぐる基礎理論が進化した点である。2つは、包括担保をめぐる法改正の動きである。すなわち、わが国には、包括担保制度として、財団抵当制度と企業担保制度が存在するが、様々な不備が指摘され、十分に活用されていないのが現状であり、PF（プロジェ

クト・ファイナンス）、ABL（アセットベ  
ストレンディング）などの新たな融資形態の  
出現を契機に、平成18年2月、法務省でも  
両制度の改正を視野に入れた研究会が発足  
した。申請者は、判例分析（金融法学会編『金  
融判例研究14号』（金融法務事情1716号・  
平成16年9月）所収11-14頁）を公表し、  
研究会メンバーとして研究報告（平成18年7  
月21日法務省企業担保・財団抵当法制研究  
会報告）を行うなど、これら2つの動きにコ  
ミットするとともに、学内の研究補助（平成  
16年度慶應義塾学事振興資金および平成18  
年度同資金）を受け、1804年のフランス民  
法典制定以降今日に至るまでのフランス法  
における「財産(bien)」および「資産  
(patrimoine)」をめぐる議論の歴史の変遷を  
研究し、その概要を、フランス民法典200年  
の記念事業の一環として公表した（片山「財  
産 - bien および patrimoine」北村一郎編『フ  
ランス民法典の200年』（有斐閣・平成18年）  
177-203頁）。この歴史的研究を通して、新  
たな世紀における財産および財産法の課題と  
して、(i) 財産の「複合性(complexité)」と  
いう視角からの財産法の再構成、(ii) 財産の「代  
替性(fongibilité)」という視角からの財産法の  
再構築、(iii) 「法人」方式、「信託」方式、「利  
用権」方式など様々な財産管理法の再構築と  
いう3点があることを抽出していた（同「財  
産 - bien および patrimoine」199-203頁）。

## 2. 研究の目的

21世紀に入り、個人の財産や資産およびそ  
の管理形態が多様化し、私法の基本法である  
民法における「物」、「財産」概念の見直し  
が迫られている。本研究では、主としてわが  
国の民法の母法でありながら、その出発点  
において権利の客体を「物（有体物）」に  
限定せず、無体物も含んだ「財産」と規定  
し、わが国の物・物権制度とは異なる展開  
を遂げたフランス法における財産および財  
産管理をめぐる法状況を比較法的な手法を  
用いて分析・検討することによって、わが  
国における財産および財産管理をめぐる法  
理論ならびに法制度のあり方につき、財  
産法の基本法典としての民法の法改正を  
視野に入れた抜本的な提言を行うことを  
目的としている。

具体的には、以下の3つの課題を設定し、  
相互に関連させながら、検討を行うこと  
により、財産および財産管理をめぐる法  
理論のあり方を模索することとした。

### (1) 財産の「複合性」という視角からの財産法の再構築

新たな財産の第1の特徴は、「複合性  
(complexité)」にある。「営業財産」、「自由業  
財産」などの「包括財産」、「有価証券ポ

フォリオ」は、いずれも包括体(universalité)  
であり、かつその主要な要素は、「顧客  
(clientèle)」や非券面化した有価証券などの  
無体財産によって構成されている。本研究  
では、すでに20世紀初頭から発展して  
きたフランスの「顧客」と「包括財産」の  
社会経済的な実態の解明およびそれを支  
える財産法の構造の分析を中心として、  
「複合性」という視角から、わが国にお  
ける財産および財産法の再構築を試みる  
こととした。

### (2) 財産の「代替性」という視角からの財産法の再構築

新たな第2の特徴は、「代替性  
(fongibilité)」である。世界的な潮流として、  
金融の発展は、価値(valeur)の支配を促  
進させたが、それは同時に、非物質化し  
たマネーや金融手段によって、ある権利  
(価値)と他の権利(価値)の混和すな  
わち同一性(identification)の喪失が生  
じ、排他的な支配権としての所有権を  
中心とする従来の財産法のシステムが危  
機に瀕している。英米法とは異なり、  
排他的所有権概念をフランス革命の成  
果として重視するフランス法において、  
この問題がどのように受けとめられ、  
財産法のシステムの見直しが図られよ  
うとしているかを研究することとした。

### (3) 財産管理形態の多様性という視角からの財産管理法の再構築

わが国では、ここ数年来、法人法、信託  
法、組合法の各分野での法改正が進み、  
いわゆる資金調達手段としてのSPVの  
多様化が促進された。これは世界的な  
潮流であるが、主として英米法の法  
技術のみが拙速に導入されたために、  
財産法の基本法たる民法および民法  
理論との関連付け、各手段相互の体  
系的な位置づけが十分に議論されな  
いままとなっている。他方、フランス  
では、古くからドイツの「目的財産」  
や英米法の「信託」制度の導入の是非  
をめぐって、資産と法人格の結びつき  
、排他的な所有権システムとの関係が  
議論されてきた。さらに、営業財産  
や有価証券資産などの新たな財産（無  
体財産であり包括財産である）の管  
理・運用の方法としては、用益権  
(usufruit)または準用益権  
(quasi-usufruit)が広く活用されて  
いる。このような状況の中、ようやく  
近年、信託法の立法がなされたので  
ある。ここでは、フランスでの議論を  
参考にすることによって、「法人」方  
式、「信託」方式、「利用権」方式など  
様々な財産管理形態を相対化し、わが  
国における財産管理法の再構築を試  
みることにした。

## 3. 研究の方法

わが国における近時の財産および財  
産管理をめぐる議論は、わが国の財  
産法の基本法である民法のシステム  
との整合性を十分に

自覚することなく、英米法における最先端の法技術を導入することのみに終始する傾向にあったといえよう。この点、本研究の方法の特徴は、まず従来わが国では十分に研究されてこなかったフランスにおける「財産」および「資産」を比較法研究の対象として取り上げる点において、独自性を有するものである。

本研究では、当初、研究計画の基本的コンセプトとして、各年度ごとの研究重点テーマを、(a)財産の「複合性」という視角からの財産法の再構築(平成20年度)、(b)財産の「代替性」という視角からの財産法の再構築(平成21年度)、(c)財産管理形態の多様性という視角からの財産管理法の再構築(平成22年度)と設定したが、途中から、(a)と(b)とは相互に関連させつつ研究を進めた方が合理的と判断し、研究重点テーマを、財産の「複合性」および「代替性」という視角からの財産法の再構築(平成20-21年度)、財産管理形態の多様性という視角からの財産管理法の再構築(平成22年度)と設定し直した。

さらに、本研究の研究方法の特徴としては、申請者所属の研究機関(慶應義塾大学)における個人的な文献研究を中心としつつも、国内外での研究者グループとの研究会・シンポジウムの開催などを通じて、多角的な視角からの研究を進展させる方法を採用した点である。国内では、「フランス物権法研究会」を組織し、定期的な研究会を開催した。主要メンバーは、片山(幹事)の他、金山直樹教授(代表)、平野裕之教授(慶應義塾大学)、吉田克己教授(現早稲田大学)、森田宏樹教授(東京大学)、小柳春一郎教授(獨協大学)、吉井啓子教授(現明治大学)である。フランスでの研究拠点としては、第一には、慶應義塾大学との提携校であり、申請者がかつて招聘研究員(平成11-13年)として赴任したトゥールーズ第1大学の取引法研究所を挙げることができる(具体的には、ジャック・ラリーユ教授、マリ=エレヌ・モンセリエ=ボン教授、アンヌ=ロール・トーマ・レイノー教授など)。トゥールーズでは、資産や営業財産等の研究を行った。第2の拠点は、パリ第2大学を中心とした研究グループである。同大学のミシェル・グリマルディ教授、ピエール・クロック教授、ユーク・ペリネ=マルケ教授等に、ニコラ・バンクタン教授(ポワティエ大学)、ムスタファ・メキ教授(パリ13大学)等が加わった。パリではフランスにおける財産法の改正、財産および財産管理について研究を行った。

#### 4. 研究成果

(1) 財産の「複合性」および「代替性」という視角からの財産法の再構築(平成20-21年

度)

我が国の民法は、ドイツ法の影響を受けて、「物」を「有体物」に限定し(民法85条)、「無体物」につき所有権(同206条)を觀念しない。これに対して、フランス民法典は、「物」について直接規定せずに、「財産」という視角(「人」からの視角)から編纂がなされ、もとより財産は「有体物」に限定されない。民法典は、「動産」を開かれたカテゴリと解することにより、20世紀初頭以降、社会の発展に伴い新たに生み出されてきた保険(特に生命保険)、有価証券、営業財産、知的財産などを、財産(動産)として民法典の中に包摂することを可能とした。これら新たな財産の多くが「無体(immatériel)」であるという第1の特徴を有する。

そのうち、知的財産(知的所有権)とともに重要な無体財産とされているのが、「営業財産」や「自由業財産」などの「包括財産」である。たとえば営業財産は、商事賃借権、招聘、商号、顧客などの様々な構成要素の「集合(ensemble)」であり、一個の無体財産として把握されている。また、「有価証券」も券面廃止により、「ポートフォリオ(portefeuille)」による管理が広く行われるようになった。これらに共通の第2の特徴として、「包括体」(正確には「事実上の包括体(l'universalité de fait)」)という点を指摘できる。近時は、「口座」についても、同様の分析が可能であるとの有力説も登場している。フランス法との比較研究から以下の知見を得た。

##### a. 「事実上の包括体」と「個人の意思」

フランス法において、「事実上の包括体」概念は、19世紀末に、商取引への効率的な課税という税法上の実務的要請から生まれたものであるが、学説は、長い間、「曖昧な概念」として等閑視した。しかし、曖昧性は、財産についての個人の意思の力の本質的な現れである。今日の取引社会における3つの主要な例として、包括財産、ポートフォリオ(近時判例)および口座(一部学説)を列挙する。それらにおいては、構成要素(éléments)を同一の法制度に服せしめ、かつ構成要素と独立して設定された集合体(masse)を取引の対象とする点が重要である。それらの財産は、「包括体」の所有者の意思によって、代替可能(fongible)とされる。

##### b. 「法的な包括体」との区別

資産(le patrimoine)理論を基礎として、「法的な包括体(l'universalité de droit)」の積極財産(actif)は、消極財産(passif)に対応している(民法典2284-2285条)。この積極財産と消極財産の関係の存在が、「法的な包括体」を「事実上の包括体」から区別する。だが、「事実上の包括体」についても、たとえば、預金口座、有価証券ポートフォリ

才、農業財産に質権が設定される場合、法律の規定によって現在および将来の財産が債務に対応する。よって決定的な差異は、積極財産と消極財産のメカニズムが存在するか否かではなく、それが自働かつ普遍的か否かに存する。その他の相違点として、「事実上の包括体」である「包括財産」には、不動産が含まれないという点などが挙げられる。

#### c. 「充当資産」との区別

充当資産には、主体と切り離されて資産のみが存在し、特定の目的を持った自律的な財産の集合体に区分される場合と、財産が主体と切り離されずに必ず人格に帰属したまま特定の目的に従う場合とが想定される。21世紀に入って、「信託」および「有限責任個人事業者(EIRL)」が出現した。しかし、「信託資産(patrimoine fiduciaire)」は、積極財産と消極財産によって構成され、信託財産はその管理から生じた債務についてのみ対応しているが、代理のメカニズムに依拠しており、設定者の資産と受託者の資産の2つの資産の存在を要求している点で、トラストやドイツの充当資産のシステムとは異なっている。この点、2010年のEIRL法は、「法的な包括体」としての充当資産を導入したものである。その資産は、事業活動に必要な、個人事業者を名義人とする財産、権利、債務または担保の集合によって構成されるが、さらに、事業活動にとって必要ではないが、その価値によって事業者の信用を高める財産を含むことができる点(商法典L.526-6条参照)で、「事実上の包括体」と異なる。

#### d. 「営業財産」

営業財産は、通常、「顧客」を惹き付けるために結合された財産の集合と定義されるが、ドイツ法のように「充当資産」と構成するのではなく、フランス法ではあくまでも「財産」とするところが特徴である。それゆえ、経営(exploitation)から生じる債権・債務は、「包括財産」に結合されるのではなく、経営者である商人に対人的に帰属する。営業財産は「事実上の包括体」であることから、種々の構成要素の適用とは独立に一つの法制度の適用が可能となる点、構成要素の交替につき物上代位のメカニズムが適用される点、「無体財産」であることから、商法典の規定と民法典の規定が結合され、所有権の行使や用益権設定、譲渡・担保などの取引を可能とする点が帰結される。

#### e. 「事実上の包括体」の機能

「事実上の包括体」の機能としては、第1には、財産の非物質化、統一化、および管理(gestion)の手段を提供することにより、取引の拡大、信用の増大、課税の簡素化などに資する点が挙げられる。第2には、「擬制(fiction)」の効用として、財産の価値の最大化という点が重要である。

#### f. 日本における研究・立法の方向性

我が国における包括財産論は、従前、担保を中心に極めて限定された範囲で展開されてきたが、そもそも担保の対象である財産(物・権利)のあり方を検討することなく構築される集合担保論は、砂上の楼閣となる危険を内包している。現代社会における財産の多様化を踏まえるならば、まずは、物を有体物に限定する現行法制を一旦離れて、ゼロベースで「財産の法」のあり方が模索されるべきではないか。その際、フランス法はあくまでも一つのモデルに過ぎないが、その研究からは多くの示唆を得ることができるように思われる。

以上の成果については、後記学会報告で報告し、雑誌論文 および図書(171-183頁)において公表している。「充当資産」については、後記雑誌論文 および でフランスにおける新たなEIRL法によってもたらされた理論状況を紹介した。

#### (2) 財産管理形態の多様性という視角からの財産管理法の再構築(平成22年度)

財産管理のテクニクとして、委任、用益権、信託などの種々の制度が用いられているが、それらは、委任は契約であり、用益権は制限物権であり、信託は一定の目的のために受託者に帰属する所有権または充当資産を基礎とするものであり、それぞれ、法的性質・構造を異にしている。本研究では、各種財産管理制度の共通点・相違点を踏まえて、財産管理の一般理論として、「権限(pouvoir)」概念や「活用(exploitation)」概念を分析・抽出し、そのような視角から「物権法」の再構成を模索した。フランス法(ケベック法も含む。)との比較研究から以下の知見を得た。

#### a. 活用(exploitation)概念と価値増殖(valorisation)概念

日仏において、伝統的に、一方では、所有権の権能としての、使用、収益および処分(l'usus, le fructus et l'abusus)の区分、保存行為、管理行為および処分行為(l'acte conservatoire, l'acte d'administration et l'acte de disposition)の3つの行為の類型を区別する。しかし従前から、管理行為と処分行為の区別は困難であるといわれてきた。集合体(masse)としての有価証券については、個々の財産の維持ではなく、集合体の金銭的価値の確保が重要であるので、管理行為とは、資産の価値を維持する行為および通常の活用行為を指すとの分析もなされていた。

今日、財産の管理は、財産の単なる消極的な使用収益(simple usage passif)に止まらず、多様な内容を持つようになってきている。キュイフは、管理契約として、「経営開

発管理契約 (contrat de gestion d'exploitation)」と「価値増殖管理契約 (contrat de gestion valorisation)」の2つのカテゴリを提示する。さらに、ル・フェールは、使用収益権には2つのレベルがあり、消極的使用収益権 (droit de jouissance passif) は、名義人に特別な行為なくしてひとりでに果実を得ることを可能とするが、積極的使用収益権 (droit de jouissance actif) は、労働やノウハウを用いた活用行為 (l'acte d'exploitation) により媒体である物から富 (richesses) を創出することを可能とすると区別する。

ル・フェール論文が主張する「積極的な使用収益」は、労働やノウハウを用いた「exploitation」により「収益」を引き出すことであり、「果実」だけではなく、「産出物」にも及ぶべきである。他人の物の管理者に付与されるべき法的権限も、「exploitation」や「valorisation」などの経済活動に対応したものでなければならない。この点に関しては、ケベック民法典が、他人の財産の管理について、財産 (物権) 編に独立した章を設けて、「単純管理 (simple administration)」と「完全管理 (la pleine administration)」を区別して規定している点が注目される。「完全管理」は、「exploitation (活用・開発・経営・実施)」や「valorisation (価値増殖)」を想定した管理である。

#### b. 権限 (pouvoir) の理論

ガイヤールは、その著名なテーゼにおいて、「私法における権限の一般理論」を打ち立てた。そこでは、「権利 (droit subjectif)」と「権限 (pouvoir)」が截然と区別され、権利は名義人に自己の利益のための決定権を付与するものであるのに対して、権限の名義人は他人のために決定をなし、法秩序を変更し他人の法世界に介入するものであるとされる。

ガイヤールの理論は、財産管理に特化したものではないが、これに関連して、ケベック新民法典が、「他人のための財産の管理」と題する章を財産編の中に設けて、充当資産や信託を規定していることが注目される。カンタン・キュマンは、他人のための財産管理の制度と「権限」との結びつきを強調し、管理者は「権利」を行使するのではなく、他人の財産についての「権限」を行使するのであり、財産の名義人である他人の排他的利益のために「権限」を行使することから「誠実義務」が帰結されると説明している。

#### c. 果実および産出物に関する改革

フランス法における伝統的理解によると、「果実」とは、物がその本質を変質することなく、かつ著しく減少することなく、定期的に生じさせるものを指し、定期性 (périodicité régulière) および物の本質

(la substance) の保持を特質とするのに対して、「産出物」には、定期制がなく、その収取が物の本質自体を変更するものとされる。この区別の実益は用益権に関して存する。

ペリネ=マルケ草案は、果実と産出物の区別に関しては、広く認められている定義とは一線を画し、変質していないことが決定的な基準であって、定期性 (périodicité) は果実の性質決定には不可欠ではないと判断した (草案 524 条)。これは、特に金融、特に、有価証券のポートフォリオによる管理運用を想定したものである。

#### d. 消費物と集合物

ペリネ=マルケ草案は、準用益権に関して、所有権の帰属に関する論争を不問に付して、用益権者の自由な処分権の原則を明記した (596 条)。さらに学説と実務の要請を受けて、消費物以外の非消費物についても準用益権の適用を認めた (597 条)。この点については、財産 (物権) 法における意思の役割が重要である点が再認識される。消費物か否かを決定するのは意思であり、それが用益権者の処分権限を帰結することになる。

フランスでは、2006 年の担保法改正により、有体物および無体物のいずれについて「集合物 (ensemble)」への質権の設定を可能とした (民法典 2333 条、2355 条)。用益権についても、著名なバイレ判決 (l'arrêt Baylet) およびそれに続く破毀院判決が、有価証券のポートフォリオを「包括体 (universalité)」として用益権者によるその管理を承認した。ペリネ=マルケ草案は、それを受けて、「集合物 (ensemble)」への用益権設定および構成部分の処分権を認める規定を提案している (草案 575 条 2 項、602 条)。

#### e. 日本における研究・立法の方向性

財産 (物権) 法において、主体と物 (財産) を繋ぐものは、所有権 (主観的権利) であるが、「権利」は抽象的なものとどまるので、実際には、名義人の様々な「行為」によって権利内容 (支配) が具現化する。「人 行為物」という事実上の関係があり、そのうち「行為」を法的に正当化するものが「権利」である。所有権には、「帰属」と「支配 (行為)」を根拠づける2つの側面が存する。

従前、この「行為」について、必ずしも光が当てられてこなかった。物 (財産) をめぐる行為論である。これらの点については財産 (物権) 法の中で明確な規律が与えられるべきであろう。換言すれば、財産 (物権) 法は、主体が客体から利益・価値を享受する、その享受を規律する枠組みとして再構築がなされるべきである。21 世紀の財産 (物権) 法は、exploitation, valorisation などと呼ばれる活動を規律するを法概念として取り込む必要があるといえよう。

以上の成果については、後記学会報告で報告し、雑誌論文 および図書 465-482 頁において公表を予定している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

片山直也、21世紀における「財の法」の改正に向けて - 日仏比較研究 財産の管理、新世代研究(北海道大学) 査読無、17号、2012、掲載予定、24 p.

片山直也、借地上建物への抵当権設定における担保価値維持義務、法学研究(慶應義塾大学) 84巻12号、査読なし、2011、281-320頁

片山直也、無体と包括体 - 価値の理論に向けて、法律時報(日本評論社) 83巻8号、2011、査読なし、92-94頁

マリ=エレヌ・モンセリエ=ボン/片山直也(訳)、充当資産(Le patrimoine d'affectation)の承認による個人事業者の保護 - フランスにおける有限責任個人(EIRL)に関する2010年6月15日法 - 、法学研究(慶應義塾大学) 84巻4号、査読なし、2011、65-91頁

アンヌ=ロール・トーマ=レイノー/片山直也(訳)、充当資産(Le patrimoine d'affectation) - 不明確な概念についての諸考察 - 、慶應法学(慶應義塾大学法科大学院) 19号、査読なし、2011、513-536頁

片山直也、構成部分の変動する集合動産譲渡担保権に基づく損害保険金請求権への物上代位、金融判例研究21号(金融法務事情1929号)(金融財政事情研究会) 査読なし、2011、29-32頁

片山直也 所有権留保における留保所有権者の目的動産の撤去義務、金融判例研究20号(金融法務事情1905号)(金融財政事情研究会) 査読なし、2011、37-40頁

[学会発表](計2件)

日仏物権法セミナー第1セッション(Séminaire franco-japonais de droit des biens, 1re session)

「シンポジウム・21世紀における所有権と財産 - 日仏比較研究(Conférence-débat: "Propriété et biens au XXIème siècle: regards croisés franco-japonais")」

日時: 2010年9月27日、28日

場所: パリ第2(パンテオン=アサス)大学

第1日目(9月21日)

第2部 - 財産の未来像(Aspects prospectifs du droit des biens) 2. 無体財産と集合財産(Immatériel et universalité)

フランス側報告 - ニコラ・バンクタン教授(ボワチエ大学) 日本側報告 - 片山直也(慶應義塾大学) 討論

日仏物権法セミナー・第2セッション(Séminaire franco-japonais de droit des biens, 2ème session)

「シンポジウム・21世紀における物権法改正に向けて - 日仏比較研究」

( " Etudes approfondies vers la reforme du droit des biens au début de XXIème siècle: regards croisés franco-japonais " )

主催: 慶應義塾大学大学院法務研究科

共催: 北海道大学 GCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」、パリ第2大学(アンリ・キャピタン協会)、パリ第13大学(取引法研究所)

日時: 2011年9月21日(水)、9月22日(木)  
場所: 北海道大学文系総合教育研究棟 W409会議室

第1日目(9月21日)

財産の管理 - 委任、信託および用益権(La gestion des biens - le mandat, la fiducie et l'usufruit)

片山直也(慶應義塾大学)、ミシェル・グリマルディ(Michel Grimaldi)(パリ第2大学)代行フィリップ・デュピシヨ(Philippe Dupichot)(パリ第12大学)

[図書](計1件)

Michel GRIMALDI, Naoki KANAYAMA, Naoya KATAYAMA et Mustapha MEKKI (dr.), Le patrimoine au 21e siècle: Regards croisés franco-japonais, Collection droits étrangers, Vol. 12, 2012, Société de législation comparée (Paris, France) a paraître

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

片山直也(KATAYAMA NAOYA)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号: 00202010

(2) 研究分担者

( )

研究者番号:

(3) 連携研究者

( )

研究者番号: